08.3.5 京都

TM京都
不正抽選

# 教員は「民団支団長」

## 内閣府文書に虚偽情報

二〇〇五年十一月の「タウンミーティング（TM）イン京都」（内閣府主催、京都市教育委員会共催）の参加者抽選で故意に落選させられたとして、同市の四人が国と市に損害賠償を求めた訴訟で、原告の一人の中学教員について事実に反する「大韓民国民団の支団長」と記した内部文書が内閣府の会議に提出されていたことが分かった。

原告団は「思想、信条に関する個人情報の収集は違法で、間違った情報を集めるのは論外だ」とし、四日の口頭弁論で国と市に収集の経緯や目的について釈明を求めた。

原告で中学教員の朴洪奎さん（55）が内閣府に個人情報の公開を求めたところ、抽選の落選番号を決める直前の会議で配布された「TM京都の応募者について（取扱注意）」と題する文書が開示された。文書は、原告でもある朴さんの妻（53）について「来場した場合、強い抗議行動を実施すると思われる」などと記し、朴さんを虚偽の「元夫」と記載していた。

朴さんは「勝手に離婚したことにされ、頭に来ている。民団との関係も一切なく、あきれて言葉も出ない」と話し、原告団は「落選を決める根拠になった文書で、市教委と国を厳しく追及したい」としている。

文書の作成経緯などについて、国は「コメントできない」とし、市教委は「訴訟を通じて明らかにしたい」としている。

08.3.5 朝日(夕)

京都タウンミーティング

# 虚偽情報で落選

## 文書で判明

京都市と内閣府が共催した05年11月のタウンミーティング（TM）で特定の応募者が落選させられた問題で、虚偽の個人情報を基に、内閣府が落選を決めていたことがわかった。落選した4人が国と京都市に損害賠償計800万円を求めた訴訟の弁論が4日、京都地裁であり、原告側が個人情報の公開請求で入手した内閣府の文書を公開して判明した。

文書は内閣府のTM担当者が05年11月、会議の報告用に作った「TM京都の応募者について（取扱注意）」。落選した2人のうち、大学職員の女性（53）は、催事会場で「プラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどした」、中学教諭の男性（55）は「（女性の）元夫とされる。在日本大韓民国民団の支団長」と記載されていた。原告側は「いずれも事実ではない。個人の思想・信条にかかわる個人情報を行政が収集するのも違法」と、国と市に文書作成の経緯などの釈明を求めた。

この文書を巡っては、国側は訴訟で、市教委から寄せられた情報やインターネットで調べた内容などから作成したと説明。一方、市側は「虚偽の情報を内閣府に伝えたことはない」と反論するなど、国と市で、見解に食い違いが出ている。

2008年（平成20年）3月5日（水）　毎日

# 内閣府内部文書

## 虚偽の個人情報

### タウンミーティング落選者について記載

京都市で05年11月にあった政府主催のタウンミーティング（TM）で作為的に落選させられた同市内の男性（55）について、内閣府の内部文書に「在日本大韓民国民団（民団）の支団長」と虚偽記載されていることが分かった。また、離婚していないのに「元夫」と記載。落選を巡って国と市に損害賠償請求訴訟を起こしている男性側は「こうした個人情報の収集は違法。内容も虚偽で許されない」と憤慨している。

文書の表題は「TM京都の応募者について（取扱注意）」。情報公開請求に基づき、男性が先月に入手した。妻についても市教委とトラブル歴があると書き込まれており、TMの抽選では夫妻とも作為的に排除されたことが政府の報告書で明らかになっている。

男性側は07年1月に提訴。4日に京都地裁であった口頭弁論で文書について求釈明。市側は「今後の訴訟で明らかにする」とした。内閣府の担当者は書面で「京都市教委の意向や市教委からの情報について会議で報告のため作成した」と陳述している。【太田裕之】